

## 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）（案）

令和元年●月●●日  
総務省

## 1 概要

総務省は、平成15年度から電気通信事業分野における競争状況についての評価等を実施してきているところであり、平成28年度から平成30年度までにおいては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成28年7月15日総務省。以下「旧方針」という。）に基づき、電気通信分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認等から構成される市場検証を実施したところである。

電気通信分野における利用者の利益の確保のための方策は、参入規制・料金規制等の事前規制を中心としたアプローチから、事業者の創意工夫を促すための事後規制を中心としたアプローチに順次移行してきたところである。他方、電気通信事業分野においては、巨額な設備設置費用による参入障壁や電波の希少性による参入数の制限等を理由とした市場の失敗が存在することから、市場における公正競争及び利用者利益の保護を確保する観点から、事後規制に基づく法執行のほか、一定の政策対応が求められる場合もある。

政策対応の在り方の検討に当たっては、その前提として、変化の激しい電気通信事業分野における市場動向及び電気通信事業者の業務の状況を的確に捉えることが重要であることから、市場検証の取組は継続的に実施されるべきものであると考えられる。そこで、総務省において市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、旧方針において示されている市場検証の基本的な枠組は維持しつつ、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえた当面の重点事項等についての基本的な考え方を示すため、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」（以下「本方針」という。）を定めるものである。

## 2 市場検証の基本的なプロセス

## (1) 検証期間

本方針に基づく市場検証は、令和元年度から実施する。現時点において、検証期間の終期は特段定めないこととするが、電気通信事業分野の環境変化等を踏まえ、本方針について随時見直しを行うこととする。

## (2) 市場検証の内容

市場検証は、電気通信事業分野における市場動向の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認、及びこれらの結果を踏まえて行う市場環境の評価から構成される。

このうち、電気通信事業分野における市場動向の分析は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容、事業者や利用者へのアンケート、事業者や有識者へのヒアリング等により得られた各種データ等を基に、電気通信事業分野の各市場における競争状況、市場支配力の有無について分析を行うものである。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認は、事後規制の実効性を確保するため、関係法令やガイドライン等の遵守状況等の確認を行うものであり、ヒアリングやアンケート方式による実施を基本としつつ、必要に応じて報告徴収等を実施する。

市場環境の評価は、電気通信事業分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信事業分野の各市場において活発な競争が行われているか、公正な競争環境が確保されているか等について評価を行うとともに、課題の整理を行うものである。

### **（3）年次計画**

本方針や過年度までの市場検証の結果等を踏まえ、各年度における市場検証の実施方針やスケジュール等を定めた年次計画を公表する。令和元年度の年次計画については、本方針の成案公表後に意見募集を行った上で、令和元年の秋頃を目途に公表する。令和2年度以降の年次計画については、毎年夏頃を目途に公表する。

### **（4）年次レポート**

毎年度実施した市場検証の結果等については、年次レポートとして取りまとめた上で公表する。

### **（5）電気通信市場検証会議**

総務省において実施する市場検証の取組について、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議を開催する。総務省は、電気通信市場検証会議において得た、電気通信事業分野の最新動向等に関する情報、市場における競争状況の分析手法、分析に当たって必要となるデータ等について学識経験者等から助言等を踏まえて本方針、年次計画、年次レポートの作成等を行う。また、市場検証のプロセスにおける情報収集の一環として、必要に応じ、関係事業者等に対す

るヒアリングを電気通信市場検証会議において実施する。

市場検証の一連のプロセスにおいて、学識経験者等から助言を得ながら進めるべき事項のうち、特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項については、電気通信市場検証会議の下に設置するワーキンググループにおいて議論を行うこととする。各ワーキンググループにおける議論事項については、各ワーキンググループの開催要綱等において別途定めることとする。

#### (6) 意見募集

本方針、年次計画、年次レポートの作成等に当たっては、事前に意見募集を実施する。

#### (7) 市場検証を踏まえた対応

市場検証の取組を進める中で、その適切な実施に当たって総務省が定期的に把握することが必要な情報については、事業者の負担にも配慮しつつ、報告規則に基づく報告事項として位置付けるなどの対応を行うこととする。また、年次レポートの内容を含め、市場検証の一連のプロセスで得られた知見等については、政策の在り方を検討する場等に適宜情報提供することとする。

### 3 当面の重点事項

各年度における市場検証の重点事項については、過年度までの市場検証の結果等を踏まえ、各年度の年次計画において定めることとするが、当面の重点事項としては以下が挙げられる。

#### (1) 電気通信事業分野の環境変化を踏まえた競争状況等の評価

移動系通信市場においては、令和元年10月に1社のMNOの新規参入が見込まれており、更なる競争促進が期待される一方、スマートフォン・フィーチャーフォン向けの需要については、既に飽和しつつあるものと考えられることから、既存のMNO等においては、新規顧客を開拓するような戦略よりも、既存の顧客の囲い込みを狙った戦略を採る誘因が大きいものと考えられる。こうした状況の下、既存のMNO等の行為の中に、競争阻害的なものが含まれている場合、新規参入を契機とした競争促進によるメリットを利用者が十分に享受できないおそれがある。これに関して、令和元年5月、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）が成立したところであり、改正法の遵守状況の確認のほか、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等

を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無を見極める必要がある。

また、近年、移動系通信市場において通信モジュールの占める割合が増加傾向にあるところ、5G導入やI o Tの普及により、この傾向が今後更に加速するものと考えられる。従前の市場検証においては、基本的に用途による区別をせずに市場画定及び競争状況の分析等を行ってきたところであるが、例えば、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスとI o T向けサービスの間には、需要の代替性は認められないことから、これらを分けて市場動向の分析をするなどの対応が必要であると考えられる。

固定系通信市場においても、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供する光回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）の最終利用者は、令和元年7月以降、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、引き続き小売市場の動向を注視する必要がある。

また、5Gの普及により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスとの垣根が今後さらに低くなることが予想されることや、サービス卸の普及等により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスについて、同一の事業者から提供を受ける最終利用者が増えてきているといったことなど、移動系通信市場と固定系通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析を行う必要がある。

## （2）固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認

巨額な設備設置費用による参入障壁や電波の希少性による参入数の制限等を理由とした市場の失敗が存在する電気通信事業分野において、新規参入者も含めた電気通信事業者間の公正な競争環境を確保するためには、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者<sup>1</sup>（以下「一種指定設備設置事業者」という。）又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者<sup>2</sup>（以下「二種指定設備設置事業者」という。）が、新規参入者を含めた他の電気通信事業者に対し、接続又は卸電気通信役務の提供を適切に行うことが重要である。接続及び卸電気通信役務の提供に係る適正性等を確保す

---

<sup>1</sup> 令和元年6月末時点では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が該当する。

<sup>2</sup> 令和元年6月末時点では、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社が該当する。

る観点から、一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者における業務の適正性等について確認を実施するほか、川下（サービス）市場における電気通信事業者間の競争に与える影響に係る分析等を実施する。

### **（3）「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施**

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会・中間報告書」（令和元年5月28日公表）において、市場動向や技術動向等を踏まえた機動的な政策対応に資するための恒常的にモニタリングを行うための体制整備が提言されていることを受け、以下の事項について、市場検証に関する取組の一環として実施することとする<sup>3</sup>。

#### **① モバイル市場の競争環境に関する事項**

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として開催されている「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書（平成31年4月23日公表）においては、「個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当である」旨が示されている。ここに掲げられている事項のモニタリングは、いずれも適切な市場検証の実施の観点から重要なものであることから、市場検証に関する取組の一環として実施することとする。

#### **② ネットワーク中立性に関する事項**

同様に「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として開催されている「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書（平成31年4月10日公表）においては、帯域制御の運用基準に関するガイドライン<sup>4</sup>やゼロレーティングに関する指針<sup>5</sup>の遵守状況等について継続的にモニタリング等を行う体制を整備する旨が記載されている。例えば、近

---

<sup>3</sup> なお、旧方針において重点事項として挙げられていた「消費者保護ルールに関する取組状況」については、これについてモニタリングを行う体制（消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合等）が市場検証を実施する体制とは別に設けられていること等を踏まえ、本方針においては重点事項として取り上げないこととするが、両体制間で緊密な連携を図ることとする。

<sup>4</sup> 関係業界団体により策定されたガイドライン。

<sup>5</sup> 総務省は、令和元年中を目途に、ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針を策定する予定である。

年、一部の移動体通信事業者において提供が開始されたゼロレーティングサービス<sup>6</sup>は、利用者による選択の幅が広がる効果が期待される一方で、利用者への提供条件等に関する情報提供の在り方の問題のほか、電気通信事業者がその競争事業者を排除するための手段として用いる可能性<sup>7</sup>も指摘されているところである。したがって、その提供状況等について継続的にモニタリングを行うことは、適切な市場検証の実施の観点からも有益であると考えられることから、市場検証に関する取組の一環として実施することとする。

#### (4) 制度変更が市場環境に与えた影響の分析

電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の競争を促進する等の観点から、電気通信事業法の改正を含め、累次の制度変更を行ってきたところであり、また、今後も何らかの制度変更が行われる可能性がある。市場検証の一連のプロセスにおいては、これら制度変更が電気通信事業者間の競争環境にどのような変化を与えたかという観点も含めて市場動向の分析等を行う。

---

<sup>6</sup> データ通信に関して従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額制を採りつつも、特定のコンテンツ・アプリを利用した場合に限り、利用者の使用データ通信量にカウントしないサービスなど。

<sup>7</sup> 例えば、「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書においては、ゼロレーティングサービス等の提供に当たって、「電気通信事業者がゼロレーティングの対象となるコンテンツ事業者に対し、他の電気通信事業者による同等のサービス提供を困難にするような契約の締結を求めることは、ネットワークレイヤーにおける競争確保の観点から、不適切ではないか」等の論点が指摘されている。